

令和4年6月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和4年6月20日(月)

開会 午前 9 時 3 0 分

閉会 午前 9 時 4 5 分

2. 開催場所 鳥栖市役所 2階第1会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬 秀利	出
2	大石 則子	出
3	上種 正博	出
4	佐藤 敏嘉	出
5	田代 英毅	出
6	中島 俊男	出
7	西依 誠	出
8	久富 正ノ介	出
9	松隈 邦博	出
10	宮原 一美	出
11	脇 善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

7番 西依 誠 委員 8番 久富 正ノ助 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農用地利用集積計画について	22件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	10件
報告第3号	農地の買受適格証明について	8件
報告第4号	農地法第18条の規定による通知について	3件

5. 農業委員会事務局職員

庄山裕一 武田隆洋 江田征樹

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和4年6月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立をしております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号7番、〇〇〇委員と議席番号8番、〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いをいたします。

それでは、ただいまより議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による、許可申請について2件、3筆ございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第1号、番号2の案件につきましては、市街化域内の農地であり農業経営基盤強化促進法での利用権設定ではなく農地法第3条での賃借権設定でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について1件、1筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第2号についての申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、ほとんどがのり面の農地であり、今後は自宅敷地の一部として管理するための転用申請となります。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は東側の既存水

路へ放流される計画となっております。

2 ページに位置図、3 ページのほうに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照願います。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断しております。

許可の基準といたしましては、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから、農地転用は許可し得ると判断しております。

以上、議案第2号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

10番委員

10番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

今回の申請地は神辺町に所在する農地です。申請地の状況は、ほとんど土手ののり面であり農地としての利用は今後見込めない場所です。近年の自然災害等で崩れる心配もあることから、今後は隣接する自宅敷地と一体的に管理していくために今回申請に至ったものです。

地元の区長、生産組合長、水利組合長からの同意も得てあります。

これらの点から、今回の農地転用申請について、特に問題等は無いと思われれます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、〇〇委員のほうから御意見等をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について22件、48筆でございます。

議案第3号、番号1から番号22につきましては、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

そうしましたら、4ページから10ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により22件、48筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、10ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が8万6,768.08平方メートルとなっております。次に、(2)の作物別設定面積につきまして、作物名「水稻」、「麦」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で、賃借権が34件、5万6,795.08平方メートル、使用貸借権が14件、2万9,973平方メートルとなっており、総合計48件、8万6,768.08平方メートルとなっております。

次に、2の所有権移転につきまして、設定件数は1件、地目「田」の設定面積は、9,235平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人21名、借人15名、渡人1名、受人1名、申請枚数は22枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1から番号22について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第4号について事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、11ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして2件、3筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため受理したことを御報告いたします。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、所有権移転に係るものが10件、11筆提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、14ページから17ページをお願いいたします。

報告第3号、農地の買受適格証明につきまして、転用目的にかかわるものが8件、32筆あり、市街化区域農地であり適法であると判断したため、買受適格証明を交付することを報告いたします。

次に、18ページをお願いいたします。

報告第4号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして3件、3筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして引渡6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第4号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局より報告をいたしましたので各委員の皆様のお目通し方、よろしく願いをいたします。

その他の事項で各委員の皆様から、何かございましたら。

ないですかね。

(発言する者なし)

ないようですので、事務局から何かありますか。

事務局

そうしましたら、農地パトロールについてのお知らせでございます。

今年も8月から9月にかけて各地区で農地パトロールを実施する予定でございます。そのため、来月、7月定例会終了後に各地区でのスケジュール調整等を行いたいと思っております。詳細等については、追って連絡をさせていただきます。

各委員さん方には、スケジュールの確認と以前お配りしているかとは思いますが、地図のほうも、まだあるかの御確認をお願いいたします。

以上でございます。

議長

はい、ほかには、何かございますか。

ないですかね、それでは終了したいと思います。次回の鳥栖市農業委員会定例委員会につきましては、令和4年7月20日水曜日、午前9時30分より、本庁の3階大会議室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____